

平成25年度に実施した主な取り組みと計画目標の進捗状況について

1 平成25年度に実施した主な取り組み (新)は新規、(拡)は拡充して実施する取り組み

基本方針1 市民・事業者・市の協働によるごみを出さない社会づくりを推進します。

計画事業名	主な取り組み
1 ごみ減量のための「ちばルール」の普及・拡大	(拡)商店街の「ちばルール」への加入拡大(5商店街) ○ 市民への既存協定店の取組PRのための店頭キャンペーン(29事業者・65店舗) ○ ごみの減量・再資源化に貢献したちばルール協定店に対する優良店表彰(ちばルール協定店 5店舗を表彰)
2 国及び他自治体との連携	○ 九都県市廃棄物問題検討委員会 減量化・再資源化部会での3R普及促進事業(域内外食産業事業者において「食べきりげんまんプロジェクト」等) ○ 災害時における相互支援・広域連携
3 3R教育・学習の推進及びごみ処理に関する情報の共有化	(新)市内大学の横断的ごみ減量ボランティアグループ「ちばくりん」の立ち上げ支援及び市との協働によるイベント (新)住宅管理会社との連携により単身者向けに不動産業者窓口におけるチラシの配布及びポスティング (拡)大学生との連携による未就学児への3R啓発(H24 保育所:6か所 → H25 保育所(園)・幼稚園:12か所) (拡)小学生によるごみ出しチェック隊「ヘラソーズ」(授業型 H24:6地区→H25:12地区) ○ ごみ分別スクール(市立小学校等 114校、受講者数 8,523人) ○ 市民向け説明会「チャレンジ1000」 ○ ごみ減量広報紙の作成及び配布 ○ 環境教育教材(小学生版・中学生版)の作成及び配布 ○ 許可業者との連携による事業所への情報提供 ○ 中小規模の事業所に対する周知・啓発の推進 ○ ごみ処理経費などの情報発信
4 生ごみ、剪定枝の排出抑制の推進	(拡)生ごみ資源化アドバイザーの養成・派遣(小学校で実施する「生ごみリサイクル教室」へのアドバイザー派遣)(派遣回数 H24:7回→H25:21回) (拡)生ごみ減量処理機及び肥料化容器購入費用の助成 ・生ごみ減量処理機助成基数 H24:128基 → H25:204基 ・生ごみ肥料化容器助成台数 H24:363台 → H25:565台 (拡)段ボールコンポスト製作講習会(実施回数 H24:5回 → H25:15回) ○ 剪定枝等の循環システムの構築の検討 ○ 剪定枝チップ機の貸出(貸出回数 H24:164回→H25:154回)
5 発生抑制(リデュース)・再使用(リユース)の促進	○ リサイクル情報コーナーにおける不用品交換情報の提供等 ○ リユース食器に関する情報の提供
6 料金の見直しによるごみの排出抑制	(新)家庭ごみ手数料徴収制度 (新)家庭ごみ手数料徴収制度実施に係る周知・啓発 ○ 家庭ごみ手数料徴収制度実施に伴い、処理施設への搬入手数料を適宜見直していくため、周辺市町村の動向を把握
7 ごみ出し支援サービスの実施	(新)高齢者・障害者へのごみ出し支援事業
8 環境美化の推進・不法投棄の防止	(新)監視カメラ等の貸与(12台、16自治体へ貸与) (新)不法投棄等防止監視業務の民間委託 (新)不法投棄監視員制度の創設及び監視活動 (拡)ごみステーション美化活動等に関する表彰制度(8団体、個人10名) ○ 美しい街づくり活動団体の支援(313件) ○ 不法投棄防止看板・ステーション看板の配布 ○ 不法投棄防止月間(6、12月)に市政だよりへ特集記事の掲載 ○ 「路上喫煙等ポイ捨て防止」に関する街頭キャンペーン(10回)
9 C-EMSによる市庁舎等における率先した3Rの推進	(拡)C-EMS(チームス)の適用範囲を拡大し、すべての市施設(約470施設)に適用 ○ C-EMS適用施設による省エネ行動の実施と温室効果ガスの排出削減の実現 ○ 市の施設に対する分別徹底等の周知による廃棄物排出削減の継続

基本方針2 分別の徹底・推進・拡充による高度な資源化への挑戦により、焼却ごみの継続的な削減を目指します。

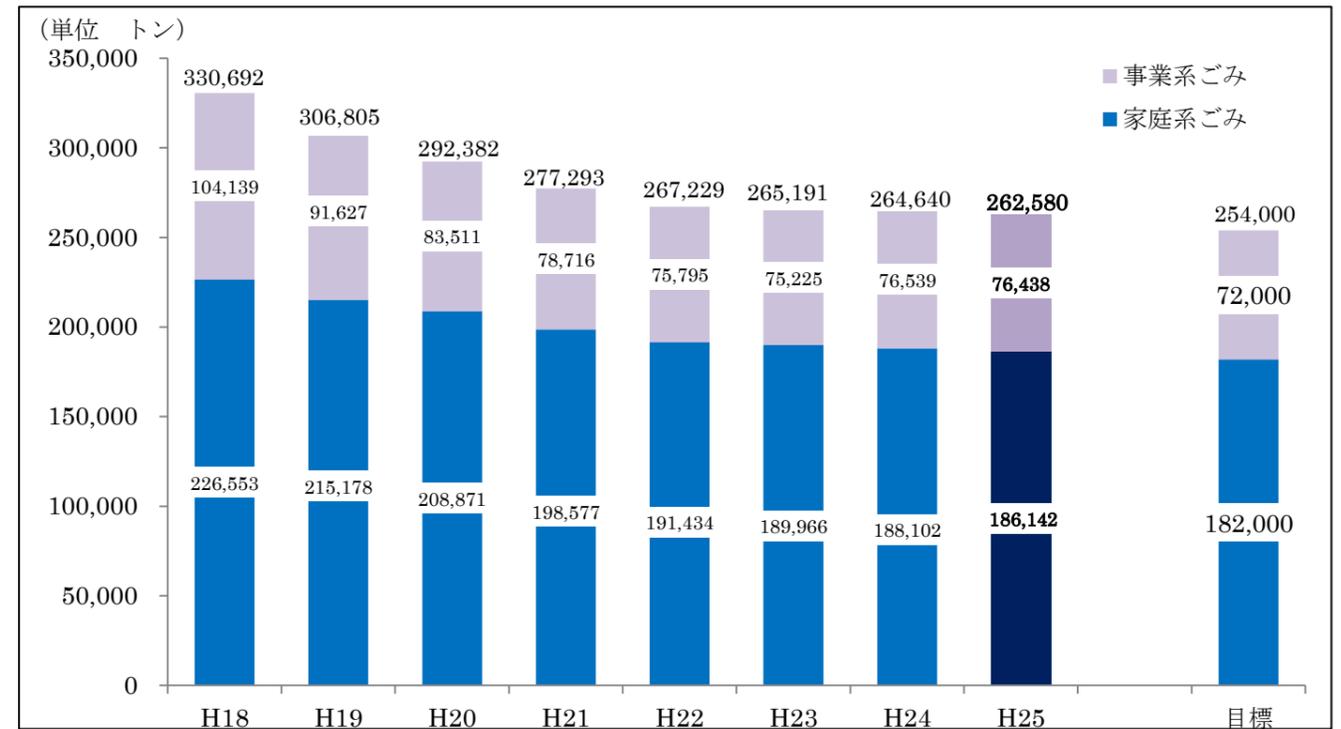
計画事業名	主な取り組み
10 市民・事業者との協働による再資源化の推進・支援	(新)廃棄物適正化推進員及び不法投棄監視員美化活動ガイドラインの運用 (新)雑がみ分別ボックスの事業所への配布による再資源化の促進 ○ 許可業者との連携による事業所への情報提供(再掲) ○ 中小規模の事業所に対する周知・啓発の推進(再掲)
11 地域コミュニティ・事業者間ネットワークを活用したごみ減量の推進	(新)市内大学の横断的ごみ減量ボランティアグループ「ちばくりん」の立ち上げ支援及び市との協働によるイベント(再掲) (新)廃棄物適正化推進員及び不法投棄監視員美化活動ガイドラインの運用(再掲) ○ 業界団体や商工会等の組織団体に対する情報提供
12 ごみ排出ルールの遵守・指導徹底	(新)「家庭ごみの減量と出し方ガイドブック」の全戸配布 (新)廃棄物適正化推進員及び不法投棄監視員美化活動ガイドラインの運用(再掲) (拡)不適正排出ごみに対する指導の強化(廃棄物空気輸送システム地区での指導及び一般ステーションでの不適正排出ごみ収集指導業務など) (拡)ごみステーション美化活動等に関する表彰制度(再掲) (拡)ごみ分別排出指導 (拡)資源物等の持ち去り対策
13 多様な排出機会の提供と動機づけによる古紙等の再資源化の推進	(新)回収量の拡充及び回収活動の促進のための新たな啓発活動 (拡)資源回収団体への表彰制度の改正(表彰団体の拡充)(H24:10団体 → H25:15団体) ○ 資源回収奨励補助金の交付及び保管庫等用具の貸与 ○ 集団回収(H24:16,914t → H25:16,358t(※1~3月分は速報値による集計)) ○ 古紙回収庫(市内20か所)での古紙回収(古紙回収庫回収量 H24:171t → H25:179t)
14 プラスチック製容器包装の再資源化の推進	○ 容器包装リサイクル法改正の動向を把握するとともに、回収方法・回収量等を検討し、費用対効果の検証
15 剪定枝等の再資源化の推進	○ 剪定枝等の循環システムの構築の検討(再掲)
16 生ごみの再資源化の推進	○ 生ごみ分別収集特別地区事業 ・対象:4地区 2,760世帯 ・収集量:237トン ○ 食品関連事業者等に対する登録再生事業者への生ごみ排出の誘導による、再資源化の促進
17 さらなる資源化品目の検討・推進施策	(新)使用済小型家電の回収 回収品目:カメラ、ゲーム機等計21品目 イベント回収:市内7か所・10回 ボックス回収(平成26年2月から):区役所等市内12か所(合計3.2トン)
18 事業所ごみの排出管理・指導の徹底	○ 減量計画書を活用した事業用大規模建築物への指導・立入調査 ・立入調査件数 152件 対象施設数 475件 ○ 事業所ごみ通信「リサイクリンちば」への掲載や廃棄物講演会等による事業者の優れた取り組みのPR ○ ごみの分別・排出ルールを遵守していない事業者に対しての指導(事業所ごみの排出のあるステーションの夜間監視及び排出指導) ・指導件数 H24:126件 → H25:129件 ○ 搬入物検査と連動した排出事業所への指導 ・指導件数 許可業者50件 排出事業所24件 ○ 新規開業の事業所へ「事業所ごみの処理方法」のリーフレットを送付 ○ 許可業者との連携による事業所への情報提供(再掲)
19 清掃工場における事業系ごみの搬入物検査の実施	(拡)常時検査及び一斉検査 ・検査台数 H24:17,920台 → H25:20,017台 ・持込不適物搬入台数 H24:120台 → H25:339台

基本方針3 低炭素・資源循環へ貢献する、経済・効率性と安定・継続性に優れたシステムの構築を目指します。

計画事業名	主な取り組み
2 0 収集運搬体制の合理化	(拡) 粗大ごみ収集運搬業務の委託化 (花見川区・稲毛区) ○ 低公害車の導入の奨励
2 1 民間の活用を取り入れた再資源化システムの構築	○ 民間施設を活用した生ごみの処理 生ごみ分別収集特別地区事業により収集した生ごみを、ガス化溶融施設及びメタン発酵ガス化施設でバイオガス化 処分量 H24: 234 t → H25: 237 t
2 2 焼却残渣の再生利用の推進	(新) 民間活用による焼却灰の再資源化の推進 ○ スtockヤードを活用した溶融スラグの全量利用の促進 ・溶融スラグ化量 H24: 5,341 t → H25: 6,185 t ・売却量 H24: 3,541 t → H25: 4,326 t ・焼却灰最終処分量 H24: 26,734 t → H25: 21,116 t
2 3 焼却処理施設の長期的な運用計画の推進	○ 焼却施設の維持管理における民間活用の継続・長期的な運用計画の検討 ・新港清掃工場における長期責任型運営維持管理 ・北清掃工場における長期責任型運営維持管理
2 4 最終処分場の適正管理	(新) 最終処分場の維持管理における民間活用 (長期責任型運営維持管理) ○ 法令等に基づく適正な埋立処分 (即日覆土、中間覆土等) ○ 処分場から発生する浸出水の適正処理及び排水基準の順守 (水質検査1回以上/月) ○ 処分場周縁地下水 (観測井11本) の水質監視 (水質検査1回/月) ○ 処分場周辺の家庭用飲用井戸の水質検査 (調査地点477本/年) ○ 測量実施による埋立残余量の把握 (1回/年) ・総埋立量 H24: 29,888 m ³ → H25: 23,443 m ³ ・埋立残余量 H24: 443,174 m ³ → H25: 419,731 m ³ ○ ダイオキシン類調査 (汚水処理場→浸出水1回/年、放流水2回/年、観測井2か所→1回/年、処分場土壌1か所→1回/年)
2 5 安定的な処理体制を目指したごみ処理施設の配置・整備計画の推進	(新) 新たな処理施設体制の構築に向けた検討 ○ 次期清掃工場の整備方針の検討 ○ 最終処分場の再生・延命化に向けた検討 ○ 資源化品目の拡大等、収集体制の変更に併せた新浜リサイクルセンターの高機能化に向けた更新の検討
2 6 新たな資源化システムの検討	○ 安定的な処理を実現するための民間施設を含めた総合的なごみ処理システムの検討 ○ エネルギー利用の強化に向けたごみ処理システムの検討
2 7 適正処理困難物等の処理推進	○ 適正処理困難物の処理についての検討及び促進

2 焼却ごみの削減状況について

平成25年度の焼却ごみ量は約26万3,000トンとなり、単年度削減目標値である対前年度比1,500トンの削減に対し、**約2,000トン削減し目標を達成した**。また、焼却ごみを2つの清掃工場で処理できる**25万4,000トンまで残り約9,000トン**となった。



		H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
実績	焼却ごみ量	330,692	306,805	292,382	277,293	267,229	265,191	264,640	262,580
	前年比		▲23,887	▲14,423	▲15,089	▲10,064	▲2,038	▲551	▲2,060
単年度削減目標	前年比		▲20,000	▲15,000	▲15,000	▲10,000	▲6,000	▲2,000	▲1,500
	達成		○	×	○	○	×	×	○

※単年度削減目標：毎年、前年度の削減状況等を踏まえて、焼却ごみ量削減目標を対前年比で設定している。

※平成23年度以降の焼却ごみ量は、公園緑地から排出される剪定枝等を含んでいない。

※参考 平成25年度月ごとの削減量 (対前年比)

平成24年度と同様に手数料徴収制度導入前の1月まで、焼却ごみ量の削減は落ち込んでいる。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
家庭系ごみ	596	▲824	▲904	155	▲302	100	
事業系ごみ	177	▲445	▲208	142	8	43	
合計	773	▲1,269	▲1,112	297	▲294	143	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
家庭系ごみ	▲652	249	465	2,044	▲1,675	▲1,212	▲1,960
事業系ごみ	▲181	13	151	227	▲117	90	▲100
合計	▲833	262	616	2,271	▲1,792	▲1,122	▲2,060